

～HACCPの制度化について～

全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施が必要となります

平成30年の食品衛生法の改正により、全ての食品等事業者は令和3年6月までに、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。

事業者の皆様、HACCPの計画作成、記録実施の取組を始めていますか？

消費者の皆様、HACCPについて理解を深めませんか？



【日 時】 令和元年11月5日（火）14時00分～16時00分

【場 所】 石川県地場産業振興センター 本館3階 第5研修室
（金沢市鞍月2丁目1番地）

【内 容】 1 講演

HACCPの制度化について

講師：黒飛 敏（厚生労働省東海北陸厚生局食品衛生課長）

2 意見交換

コーディネーター：矢野 俊博（金沢学院大学教授）

パネリスト：鍛冶 一雄（石川県スーパーマーケット連絡協議会代表幹事）

安部 友美（石川県生活協同組合連合会理事）

県薬事衛生課担当者

【募集人数】 100名（先着）

《参加申込書》 食の安全・安心の確保に関する講演会・意見交換会（令和元年11月5日）

氏 名		住所 （市町まで）	
所属会社名 又は団体名		電話番号	（ ）
質問があればご記入ください（時間の都合で回答できない場合もありますがご了承願います）			

申 込 締 切

令和元年10月29日(火)

【お申込・お問い合わせ先】

石川県健康福祉部薬事衛生課 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

Tel：076-225-1445 Fax：076-225-1444

Mail：foodsafepref@pref.ishikawa.lg.jp